

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局公用車管理規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局公用車管理規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び同条第三項に規定する原動機付自転車で、埼玉県が所有し」を「（同条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この号において同じ。）で、県が当該自動車の使用者として」に改める。

第六条中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第九条中「、公用車の運行に当たっては」を削り、「運行」を「運転」に改める。

第十二条中「第七十二条第一項」を「第六十七条第二項」に改め、「同条」を「同法第七十二条第一項」に改める。

様式第二号を次のように改める。



## 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正前の埼玉県下水道局公用車管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。